

命 令 書

再審査申立人 梅田交通株式会社

再審査被申立人 梅田交通労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人梅田交通株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を、吹田市に営業所を置いて、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー業）を営む会社で、その従業員数は、本件再審査結審時約210名である。
- (2) 再審査被申立人梅田交通労働組合（以下「組合」という。）は、会社の従業員で組織される労働組合であり、その組合数は、本件再審査結審時16名である。なお、組合は、全国自動車交通労働組合大阪地方連合会に加盟している。
- (3) 会社には、組合のほかに、会社の従業員約100名で組織される同盟梅田交通労働組合（以下「別組合」という。）がある。

2 本件団体交渉拒否について

- (1) 別組合の元委員長であったA1ら別組合の姿勢に批判的な立場にあった者3名が、同組合を脱退して、昭和57年1月19日組合を結成し、同月26日会社に執行委員長A1（以下「A1委員長」という。）は、組合結成通知及び役員名（委員長A1、副委員長A2及び書記長A3）を通知した。
- (2) 同年2月4日、A1委員長は、会社に対して、①社会保険の等級を収入に応じたものに改めること ②有給休暇については、労働基準法及び各労働関係通達にそって改善すること ③組合掲示板を設置することを認めることと組合事務所の貸与 ④組合費等天引きの件を内容とする同日付けの要求書を提出した。
- (3) 2月12日、A1委員長は、営業部長B1（以下「B1部長」という。）に下記の団体交渉申入書を手渡した。

記

1982年2月12日

全自交梅田交通労組発4号

全自交大阪地連南地区協議会
議長 A4 ㊟

全自交 北港タクシー労組

全自交 二葉交通労組

梅田交通株式会社
取締役社長 B 2 殿

団体交渉申し入れ書

1. かねてより要求書（82. 2. 4付）に基き次の要領で団体交渉を申し入れます
と き 1982年2月15日 午後1時より
ところ 梅田交通株式会社 会議室

以上

- (4) 上記申し入れに対して、会社は、B 1 部長を通じ団体交渉はできない旨返事をするだけで、その理由について全く説明しないまま、団体交渉に応じなかった。
- (5) 組合は、2月23日から5月26日まで計14回にわたって、団体交渉を申し入れるとともに、申し入れをした2日ないし5日後には、A 1 委員長が、B 1 部長等に指定した日時に団体交渉が行われるか否かを確認したが、その度ごとに会社は、取締役B 3（57年3月20日代表取締役就任）を通じ、回答なしが会社の回答だという旨の返事、あるいは、B 1 部長を通じ、会社の都合で団体交渉はできない旨の返事をするにとどまり、団体交渉に応じなかった。

なお、4月8日及び4月27日以降の団体交渉申し入れは、組合名で申し入れをし、執行委員長の署名押印がなされている。

- (6) 組合は、4月12日初審大阪府地方労働委員会に本件救済申立を行ったが、会社は、5月14日及び6月4日の両審問期日に出頭せず、5月27日付け準備書面と題する書面を提出した。同準備書面には、①組合は、全く労働組合の実体を備えていない ②全自交大阪地連南地区協議会（以下「地区協議会」という。）は、単なる連絡協議機関にすぎず、団体交渉の当事者たりえない ③組合の団体交渉申し入れは、一方的に指定した期日の前に、更に次々と期日を指定する申し入れを提出してきているもので、誠実な申し入れとは到底解せられない旨の会社の拒否理由が記載されていた。

そこで組合は、6月8日から7月27日まで計6回にわたって団体交渉を申し入れた。これらの申し入れは、それぞれの指定期日後に次の団体交渉が申し入れられている。しかし、会社の対応は依然として変わらず、結局、2月12日から7月27日までの間計21回にわたる組合の団体交渉申し入れに対し、会社は、本件再審査結審時まで1回も団体交渉を行っていない。

- (7) 以上の団体交渉申し入れ年月日、指定日及び申し入れ者は次のとおりである。

申し入れ年月日	指定日	申し入れ者名
57. 2. 12	57. 2. 15	イ
2. 23	3. 7	
3. 6	3. 14	
3. 12	3. 21	
3. 20	3. 28	
3. 27	4. 4	
4. 3	4. 11	

4. 8	4. 18	ロ
4. 16	4. 26	イ
4. 27	5. 3	ロ
5. 1	5. 9	
5. 6	5. 16	
5. 15	5. 23	
5. 21	5. 30	
5. 26	6. 6	
6. 8	6. 13	
6. 15	6. 20	
6. 22	6. 27	
7. 7	7. 14	
7. 21	7. 26	
7. 27	7. 30	

(注) 申入者名欄のイ、ロの表示はそれぞれ次のことを指す。

- | | |
|---|-------------------------|
| イ | 全自交大阪地連南地区協議会議長（署名・押印） |
| | 全自交北港タクシー労組（組合名のみ） |
| | 全自交二葉交通労組（組合名のみ） |
| | 全自交梅田交通労組（組合名のみ） |
| ロ | 全自交梅田交通労働組合執行委員長（署名・押印） |

第2 当委員会の判断

- 1 会社は、組合の昭和57年2月4日付け要求書記載事項についての、団体交渉申入れに応じていないことが不当労働行為に当たるとした初審判断を争い、次のように主張する。
 - (1) 組合が、昭和57年2月12日団体交渉の申入れ時において、全く労働組合の実態を有していなかった。このことは、4月8日を除く当初の団体交渉申入れが、地区協議会議長A4名でなされている事実からしても明らかである。
 - (2) また、地区協議会は単なる連絡協議機関にすぎず、団体交渉権を有しないから、使用者はかかる地区協議会からの団体交渉申入れを拒否しうることは当然である。
 - (3) 組合は、自ら団体交渉の日時を一方的に指定しておきながら、その指定期日の数日前にまた新たな団体交渉の申入れをしてきており、このことは団体交渉の申入れを指定期日前に次々と撤回しているものにほかならず、組合の団体交渉申入れは、誠実な真の団体交渉の申入れとは到底いえない。また、会社が団体交渉を拒否する暇もなく、組合が次々と団体交渉の申入れを撤回しているのであるから、会社が団体交渉を拒否したとする初審判断は誤りである。
- 2(1) 会社の上記1の(1)の主張についてみるに、前記第1の2の(1)認定のとおり、組合は、昭和57年1月26日会社に対して、組合結成通知及び組合役員3名の氏名を通知していることからみて、当時組合が、一応労働組合として成立したものと推認されるところ、当初、団体交渉が地区協議会名で申し入れられたことは、別段このことを否定しうるものではない。また、このほか、会社主張のように、労働組合の実態を有していなかったと判断するに足る疎明はない。よって、この点に関する会社の主張は採用できない。

- (2) 会社の上記1の(2)の主張についてみるに、地区協議会議長A4名による団体交渉申入れ書が適式なものであったか否かはともかくとして、前記第1の2の(7)認定のとおり、組合は、少なくとも昭和57年4月27日の団体交渉申入れ以後は、組合名で団体交渉を申し入れているのであるから、上記会社の主張は団体交渉を拒否する理由とはなりえず、この点に関する会社の主張は採用できない。
- (3) 会社の上記1の(3)の主張についてみるに、前記第1の2の(7)認定のとおり、組合は、少なくとも昭和57年6月8日の団体交渉申入れ以後については、前回の団体交渉指定期日を経過した後に次の団体交渉を申し入れている事実が認められるのであるから、上記会社の主張は団体交渉を拒否する理由とはなりえず、この点に関する会社の主張は採用できない。
- 3 これを要するに、前記第1の2の(3)ないし(6)認定のとおり、昭和57年2月12日以降の団体交渉申入れに対し、会社は、団体交渉拒否の理由について、組合に全く説明することなく拒否を繰り返しており、組合は、会社の団体交渉拒否の理由について、初審における前記昭和57年5月27日付け準備書面によって、初めて了知しえたものである。さらに、会社の主張に沿った形で組合がなした6月8日以降の団体交渉申入れに対しても、会社は、拒否理由を説明しないまま結局本件再審査結審時まで団体交渉に応じていないのである。このような会社の態度は、組合の団体交渉申入れに誠実に対応したものと到底言えず、これを、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

以上のとおり本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和58年8月3日

中央労働委員会
会長 平田 富太郎